平成 25 年 4 月 24 日

各　　位

会 社 名　　株　式　会　社　ミ ツ バ
代表者名　　代 表 取 締 役　阿久戸庸夫
（コード番号:7280 東証第一部）
問合せ先　　総 務 部 長　　青 木 茂 樹
（電話番号 0277－52－0111）

内部統制システムの基本方針の一部改訂について

当社は、平成 25 年 4 月 24 日開催の当社取締役会において、内部統制システムの基本方針の一部改訂について、以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

Ⅰ．　業務運営の基本方針

当社は、当社経営の拠りどころを以下の経営理念に求めます。

【基本理念】

ミツバは、ミツバを愛しささえる人々とともに、
社会と環境に調和した技術の創造を通して、
世界の人々に喜びと安心を提供する。

【経営理念】

1. **選ばれる企業をめざし、ミツバブランドを世界に拡げる。**
2. **技術をドライビングフォースとし、市場創造に挑戦する。**
3. **人を活かし、人に生かされる企業となる。**

【行動理念】

夢　　挑戦　　スピード

私たちは、夢をもち、果敢に挑戦し、行動のスピードをあげます。

当社は、事業のステージを広く世界に求め、直接お取引をいただくお客様はもとより、世界の人々に価値を提供することにより社会に貢献してまいります。

当社が提供する価値とは、安全性・快適性・利便性・環境適合等の上に成り立つ「喜びと安心」であります。この価値は、当社の主要事業たる輸送用機器向けの車載システムに関するコンセプトであり、かつ、産業分野および生活分野へと展開される新たな事業のコンセプトでもあります。

「喜びと安心」というコンセプトを実現するために、当社は、多様化する人々の価値観や進歩し続ける社会システムに適応し、自然や地球環境にも調和する新たな技術を創造いたします。

この当社経営理念を実現するために、当社の従業員一人ひとりが当事者として企業活動に参画しております。また、お客様やお取引先様、株主様等多くのステークホルダーの皆様が当社を支えてくださるからこそ、かかる経営理念の実現に向かって歩み続けることができるものと考えております。

Ⅱ.　内部統制システムの基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を行い、その業務執行は取締役による監督の下、執行役員が担います。取締役に対する監査体制については当社監査役会の下、監査役により職務執行の遵法性を監査しております。

当社は、前述の当社理念を実践することによって CSR を達成することを目指します。CSR 活動全体をまとめ、当社において発生しうるあらゆる損失危機を扱う会議体として「CSR リスクマネジメント会議」を設置し、当社代表取締役会長が議長を務めます。

また、当社の取締役は、社会の期待に応え信頼される企業となるために、ミツバグループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社行動規範である「私たちが守るべき行動」の遵守に率先して取り組みます。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

当社は取締役会等経営意思決定に係る議事録、財務情報等の重要な文書・その他取締役の職務執行に係る情報の管理・保存については、法令・定款および当社の社内規定に基づき、適正に実施してまいります。開発情報等機密情報の保護に関しては「機密保持規定」を制定し、適切な管理体制および方法を定めると同時に不正アクセスの防止の措置を取ります。

また、個人情報保護および文書の保存等については、関連する法令ならびに「個人情報保護規定」および「文書管理規定」等社内規定により、適切に管理してまいります。

3. 損失の危機に関する規程その他の体制について

当社は、リスク管理に係る規定を整備し、リスクの最小化を図ってまいります。また、CSR 活動の一環として、前述の CSR リスクマネジメント会議にて当社において発生しうるあらゆる損失危機に対応してまいります。

生産上のリスクを扱う組織として「サプライチェーンリスク会議」を設置し、生産・調達・物流等の領域で商品の品質保証・安定供給、防災の観点からリスクの洗い出し、対策の指示、監査または改善の指示等、必要とされる対応施策を実行してまいります。

また、東日本大震災を教訓に、災害対応時の脆弱性を分析するとともに、今後起こりうる大型地震に備えた諸施策を立案および実行してまいります。

なお、全社的な危機が発生した場合には、速やかに「全社対策本部」、「現地対策本部」を設置し、グループを挙げて相互に連携し対応してまいります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社は、迅速な意思決定を確保するため、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用し

ております。役付執行役員で構成する「常務会」（代表取締役および常勤監査役を含みます。）にて業務執行に係る重要事項の審議・意思決定を行い、執行役員で構成される「執行役員会」（代表取締役および常勤監査役を含みます。）にて、情報の共有化を図ります。各執行役員は、その職務の責任と権限に従い組織を管理し、効率的な業務執行を行います。取締役会においては、執行役員を適宜出席させ、その業務の執行状況についての報告を受け、監督責任を果たします。

また、当社は中期（3 年間）および単年度の事業計画と利益目標を策定するとともに、各部門においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し、実行いたします。なお、事業計画については急激な事業環境の変化に対応すべく、適切なタイミングでの見直しを実施いたします。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

当社は、当社ならびにグループ会社各社におけるコンプライアンス活動を通じて法令・社会規範を遵守してまいります。

コンプライアンス活動の一環として、「コンプライアンス会議」を設置し、法令・社会規範の遵守状況の確認・改善指示等、必要とされる対応策を実行してまいります。特に独占禁止法の遵守を強化するために「独占禁止法 危機管理・再発防止委員会」を設置し、再発防止に努めてまいります。

また、コンプライアンス意識を高めるため、従業員等に対して法令遵守および企業倫理の啓蒙・教育を実施してまいります。その一環として、当社行動規範である「私たちが守るべき行動」を策定し、周知しております。

従業員の職務執行状況については監査室が内部監査を実施し、内部牽制力を確保するとともに、必要とされる改善指示を行います。

さらに、内部通報制度では、社内常設の窓口としての「ミツバなんでも相談窓口」に加え、社外に独占禁止法専用の窓口としての「ミツバ内部通報窓口」を設置しております。この相談窓口に対する通報者の氏名および情報等は秘匿として扱い、通報者に対して当社は不利益な行為は行いません。

6. 当社ならびに当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について

当社は、当社グループ全社を3つのドメインに設定、さらにその主管会社を決定し、グループ経営を強化してまいります。さらに、当社常務会メンバー（代表取締役および常勤監査役を含みます。）および各ドメイン主管会社代表で組織する「グループ役員会」を設置し、グループ経営戦略、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ってまいります。また、当社は、各ドメインの経営について、その主管会社の自主性を尊重しつつ、当社を中心とした内部統制を構築・運用してまいります。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項について

当社は、監査役の職務を補助する従業員を配置いたします。また、その従業員の選任、人事異動、人事評価については、総務部が事前に常勤監査役の同意を得るものとします。当該従業員は、補助すべき監査役の職務に関連し、取締役の指揮命令は受けません。

8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制について

取締役および従業員は、当社の主な業務執行状況ならびに当社および当社グループの事業、業務、財務に与える重要な事項等を適宜適切に監査役に報告いたします。監査役は取締役会および常務会のほか、経営上の意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を監視・検証いたします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当社の監査役は監査の実効性を確保するため、取締役会および常務会のほか、経営上の意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席し、必要に応じて報告、説明を求めます。また、監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い代表取締役をはじめ各取締役、執行役員、部門長等との面談、内外拠点への実査等を行い、得られた情報の共有を行います。

監査室および会計監査人とは緊密に連携し、年度監査計画のすり合わせを行い、期中監査状況、期末監査結果等についても随時説明・報告を求めるとともに、定期的な情報連絡会を実施し監査の実効をあげてまいります。

10. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

11. 反社会勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、上述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

以 上

＊ 添付別紙:「当社における経営・業務執行の体制」

〈添付別紙〉

当社における経営・業務執行の体制（模式図）

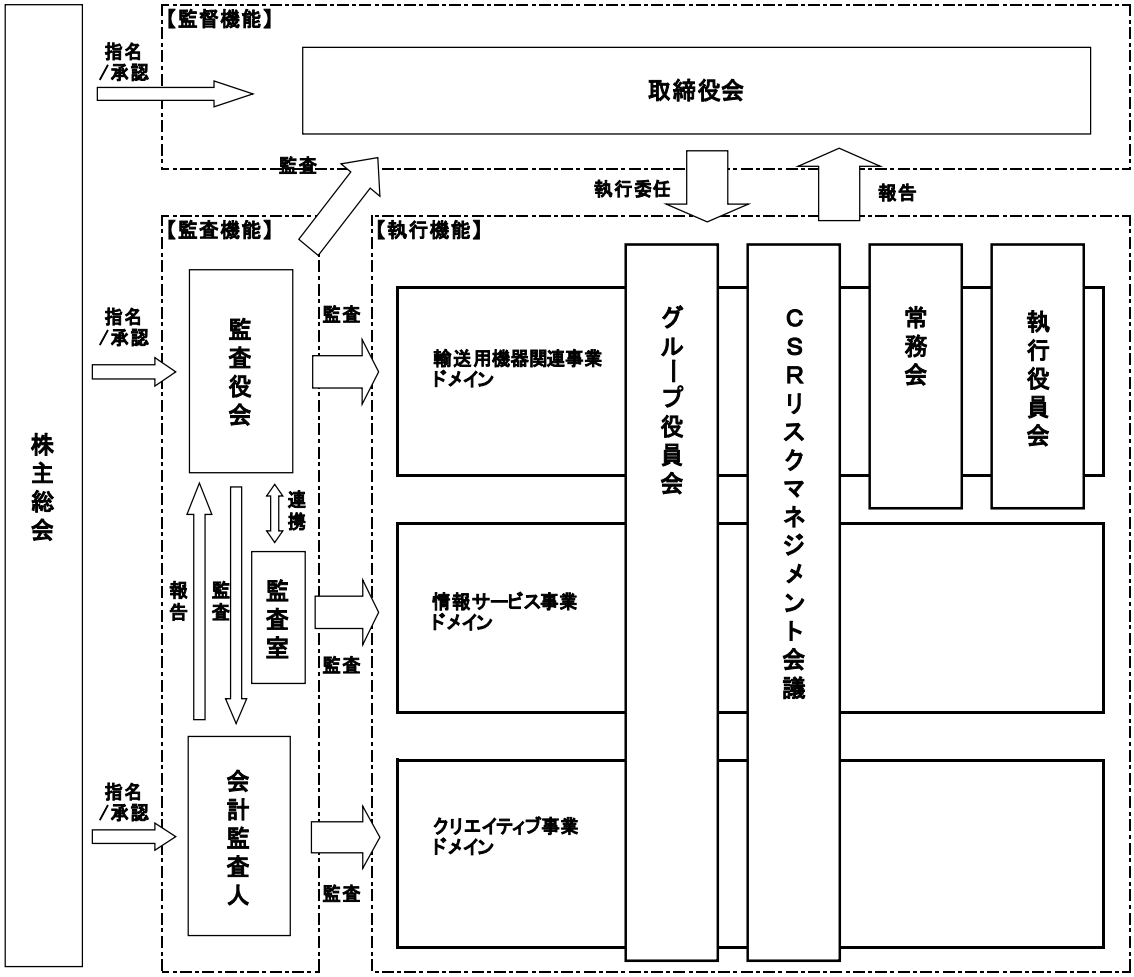

以 上